

## 自主避難と賠償

報告者：大溝、真下、遊佐

### 1. 自主避難と賠償とは何か

#### (1) 自主避難とは

自主避難とは、避難指示や避難勧告などが発令されていない段階で避難すること。

東日本大震災に基づく福島第一、第二原子力発電所の事故では避難指示等対象区域の周辺地域（避難指示は出されていない地域）においても、自主避難をしたものが相当数いることがわかった。

#### (2) 自主避難に至った経緯

自主的避難に至った主な類型としては、

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故発生当初の時期に、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合
- ② 事故発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被曝による影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合が考えられる。  
※同時に、当該地域の住民は、そのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けており、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう上記の恐怖や不安も無視することはできないと考えられる。

#### (3) 賠償に至る経緯

原子力損害賠償審査会により出された指針をもとに東京電力が賠償地域や賠償額を決定。自主的避難等に係る損害賠償については中間指針追補をもとにして定められている。

※原子力損害賠償審査会とは

原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて文部科学省に臨時的に設置される機関である。

原子力損害かどうかの認定は、当事者同士で行うこととなる。しかし被害者と事業者の交渉が難航し、当事者同士の話し合いでは解決しない場合は、原子力損害賠償紛争審査会に和解の仲介を申し出ることができる。原子力損害賠償紛争審査会は、紛争に関する和

解の仲介及び原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定に関する事務を行う。原子力損害賠償紛争審査会は、和解の仲介機関であって認定の内容を強制することはできない。

被害者は、原子力損害賠償紛争審査会にかけることなく裁判所に訴えることもできる。この場合は、原子力損害かどうかの認定は、裁判所において行われる。原子力損害賠償紛争審査会の仲介による和解が成立しない場合も、最終的には裁判による解決がはかられることになる。

※福島第一原発事故による設置

2011年3月の福島第一原発事故発生により同年4月11日に設置され4月15日に初会合が開かれた。委員は10人で構成され、法学者・医学者が大半である。

## 2. 論点

自主的避難等に係る損害について東電は賠償をすべきか？また賠償をするとしたら、どのような範囲で賠償をすべきか？

A：賠償の対象地域について

- 1、現行の範囲で賠償すべき（中間指針追補に基づく地域+福島南域）
- 2、中間指針追補に基づく地域にのみ賠償すべき
- 3、現行より広域に賠償すべき（ex. 福島全域、関東も含むなど）

B：賠償の金額について

- 1、定額で賠償すべき
- 2、個別にかかった費用を賠償すべき

B'：賠償の金額について、妊婦子供とその他の大人とで差をつけるべきか

- 1、現行の差額がいい
- 2、差額をつけるべきだが現行ほどつけるべきではない
- 3、妊婦子供とその他の大人という区切りで差をつけるべきではない

### 3. 賠償の対象地域について

#### 【自主的避難等対象区域】

##### (1) 賠償の時期

本年3月5日より請求書類の発送を開始し、本年3月9日より受付を開始。支払いは、本年3月下旬の開始。(プレスリリース平成24年2月28日)

##### (2) 賠償地域

中間指針追補における「第2 自主的避難等に係る損害について」に掲げる福島県内の市町村(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市)のうち避難等対象区域を除く区域

##### (3) 備考

昨年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」を踏まえ東電が決定。

※中間指針追補における対象地域選定の考え方は、以下の要素を総合的に勘案している。

- (1) 原子力発電所からの距離
- (2) 避難等対象区域との近接性
- (3) 政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報
- (4) 自主的避難の状況(自主的避難者の多寡など)

#### 【福島県南地域】

##### (1) 賠償の時期

平成24年6月11日請求書類の発送および受付を開始。(プレスリリース同日)

##### (2) 賠償地域

福島県の県南地域(白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村)

##### (3) 備考

この賠償については、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」で示された自主的避難等対象区域外。



A:自主的避難等対象区域

B:避難等対象区域

斜線部：二回目の賠償の対象区域

## 4. 賠償金額について

### 【自主避難等対象区域】

#### (1) 賠償額の設定

	18歳以下、妊娠していた人	左記に該当しない人
避難しない場合	40万円	8万円
避難した場合	40万円+20万円	8万円

※自主避難に掛かるお金

- ・平均費用72万円

(内訳)引っ越し代22万円、交通費15万円等

→二重生活による生活費増加も自主避難後の負担となっている。

#### (2) 具体的な基準

以下は自主的避難対象区域における支払金額の具体的な基準である。

一般の大人への賠償の対象期間が事故発生当初のみなものに対し、妊婦子供に対しては10カ月弱を対象期間として賠償がされている。

対象者	対象期間	金額
① 18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）	平成23年3月11日～平成23年12月31日	1人あたり40万円
② 妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）		
③ 上記以外の方	平成23年3月11日～平成23年4月22日	1人あたり8万円

(東京電力ホームページより)

#### (3) 賠償額の総額

いずれの対象も昨年3月11日時点で福島市や郡山市など23市町村に住んでいた約150万人で、賠償総額は2050億円程度になる見通し。(2012年2月28日読売新聞)

## 【福島県南地域】

福島県の南地域においては、妊婦と18歳以下の子供のみを対象に、避難の有無に関わらず、一律で賠償がされる。

対象期間	平成23年3月11日～平成23年12月31日
賠償金額	1人あたり20万円

### (4) 賠償の内訳

自主的避難等対象者が受けた損害のうち、一定の範囲で賠償すべき損害

◆放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む）における

- ①自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ③避難及び帰宅に要した移動費用

◆放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における

- ①放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ②放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

◆少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

## 5. 自主避難者の声

### 原発事故賠償／自主避難者の声に耳を

(2012年1月24日 神奈川新聞)

東京電力福島第1原発事故で、政府の指示がない地域から自主的に避難している人の悲痛的な声が上がっている。被ばくの不安から逃れたはずが、避難先でも苦しみを抱え続けている。その苦痛が周囲に理解されず、孤立感にさいなまれてもいるという。

政府が指定した20キロ圏の警戒区域、30キロ圏の計画的避難区域の以遠から避難した人の多くは、小さい子どもを連れている。子どもが放射線の影響を受けやすいことを憂慮しての判断だ。

放射性物質が大量に降り注いだ爆発直後に福島を離れられた人は少ない。放射線量の高い地域から遠ざかっても、自身やわが子がすでに大量に被ばくし、いずれ影響が体に現れるのではないかという不安はつきまとう。

避難先でも健康状態の定期的なチェックを受けられる態勢を整えるべきである。福島から離れた地域では、ただでさえ放射線に対する危機意識に温度差がある。避難してきたのに心配しすぎではないか、という目で見られやすい。そこで心のケアを含め、各自治体が相談窓口を設けるなどのサポートも必要だろう。

避難生活には経済的な負担も重くのしかかる。仕事の都合で家計を支える父親は地元を離れられず、母子で避難しているケースが大半だ。避難するか否かをめぐり意見の食い違いから、夫婦の関係が壊れる家庭もある。被ばくによる健康への影響が不明確で、避難が強制されていないために起こる悲劇といえる。

将来の見通せない避難生活がさらに長引けば、二重生活による経済的負担感に加え、精神的な苦しみも増すことは容易に想像がつく。

昨年12月、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は自主避難者への賠償指針を定めたが、今後も柔軟な対応が欠かせない。

指針は警戒区域、計画的避難区域を除く福島県の23市町村の全住民を対象に、妊婦と18歳以下の子どもは1人40万円、それ以外の住民は8万円を賠償するという内容だ。しかし、金額が見合わないとの声は根強い。放射線量は高いが対象から外れた市町村から避難している人もいる。

支援や賠償の在り方を実情に即したものにする試みは、重ねていかなければならない。それにはまず、孤立状態にある当事者の声を拾い上げる姿勢が必要だ。

### 【自主避難者の声】

8歳と11歳の子どもがいるシングルマザーの女性

「金銭的な余裕はありません。でも、子どもの命を優先に考え、山形に避難しました。子どもの命、健康にかえられるものはありません。だけど、仕事を捨てて今まで住み慣れた土地を捨てて避難するということがどれだけ精神的にも金銭的にもキツイのか、当事者にしか絶対にわからないことだと思います。お金がないから逃げられない、避難できないお母さんたちは本当にたくさんいます。誰も好き好んで福島から離れるわけではありません。」

「3月15日、高濃度放射線量でヨウ素剤が配布され、屋内退避するように広報車が伝えていた。店は閉まり、人も車もほとんど見えなくなり、隣近所の人が次々と自主避難され、不安と恐怖を感じました。（中略）あのような状況下、原発から50キロ圏内の者でも避難するのはごく当然です。避難に要した直接の費用、交通費、住居費などは補償するべきと思います。」

### 【自主避難していない人の声】

「駐車場で10マイクロシーベルト以上。家の中ですら0.5マイクロシーベルト前後あります。（中略）逃げなくてはならない状況なのに、良くない可能性があるのに国も県も逃げなくて大丈夫だけど気をつけて生活しろと言います。おかしすぎます。」

「既に報道されている伊達市に加え、福島市も、放射線量が高い区域は多々存在する。ところが、県庁所在都市である為か、福島市を避難区域から外そうとする意図が感じられる。原発立地点から半径30キロ圏内よりも、放射線量が高い区域があるにも関わらずである。」

「福島市や郡山市といった線量の高い地区を補償の対象にしないのは、人口が多すぎて補償がしきれないという意図が見え見えです。」

「汚染され価値のない土地になったにもかかわらず国の過小評価によって避難地域になってないことから払わなくてはいけない固定資産税や住宅ローン。（中略）私の子どもはもらうだけの内部・外部被曝をしています。」